

大津市企業局
情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日

大津市企業局情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、企業局（以下「局」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、局が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。なお、本基本方針は改正地方自治法第244条の6第1項に基づき、「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針」として位置付ける。

(定義)

第2条 本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、電磁的記録媒体で構成され、業務処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び電磁的記録媒体等及び情報システムで取り扱う全てのデータをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 本基本方針の適用範囲は、次に掲げるものを対象とする。

(1) 行政機関の範囲

本基本方針は、局の全ての組織を対象とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、局が独自に整備し、保有するものに限る。

(職員等の遵守義務)

第5条 職員（特別職、再任用職員、会計年度任用職員及び派遣職員を含む）及び請負又は契約により局の情報資産に深く関係する者（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条に規定する脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 情報資産の分類と管理

局が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(2) 物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(3) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(4) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(5) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(6) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第7条 情報セキュリティ対策を講じるため、遵守すべき行為及び判断等の基本的な要件を規定した情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を別に定める。対策基準は、公にすることにより局の運営に重大な

支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第8条 対策基準に基づいた情報セキュリティ対策を実施するため、具体的な対応手順を規定した情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を別に定める。実施手順は、公にすることにより局の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(推進体制)

第9条 本基本方針及び対策基準に定められた情報セキュリティ対策を総合的かつ効果的に推進するため、別の要綱に定めるところにより、大津市企業局情報セキュリティ委員会を置く。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第10条 本基本方針及び対策基準並びに実施手順の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(評価及び見直し)

第11条 情報セキュリティ対策の実施結果及びその評価、情報システムの変更、新たな脅威等情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、適宜、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、基本方針及び対策基準並びに実施手順の見直しを行うものとする。

(その他)

第12条 本基本方針の施行に関し必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

この基本方針は、平成17年6月11日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。